

○総務省令第 号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第十六条第四項（市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第三十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、地方自治法施行規則及び市町村の合併の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年 月 日

総務大臣 村上誠一郎

地方自治法施行規則及び市町村の合併の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（地方自治法施行規則の一部改正）

第一条 地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		改正前
別記	第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第十六条第四項の総務省令で定める署名に代わる措置は、総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）第二条第二項第一号イに規定する電子署名とする。 第一条の二 略 第三条 地方自治法第八十五条第一項、第二百六十二条第一項及び第二百九十一条の六第七項において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第五十条第四項及び第五項並びに地方自治法施行令第六十六条、第百十四条、第百十七条、第百八十四条、第二百十三條の五第一項、第二百十四条の四及び第二百五条の四において準用する公職選挙法施行令第四十一条第四項の規定による投票用封筒は、公職選挙法施行規則第八条の規定による様式に準じて調製しなければならない。 第十二条の二 地方自治法第二百二十三条第三項の総務省令で定める措置は、総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第二条第二項第一号イに規定する電子署名とする。	〔新設〕 第一条 同上 第三条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十五条第一項、第二百六十二条第一項及び第二百九十一条の六第七項において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第五十条第四項及び第五項並びに地方自治法施行令第六十六条、第百十四条、第百十七条、第百八十四条、第二百十三條の五第一項、第二百十四条の四及び第二百五条の四において準用する公職選挙法施行令第四十一条第四項の規定による投票用封筒は、公職選挙法施行規則第八条の規定による様式に準じて調製しなければならない。 第十二条の二 地方自治法第二百二十三条第三項の総務省令で定める措置は、総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）第二条第二項第一号に規定する電子署名とする。
	別記 投票用紙様式の一（第一条の二関係） 〔様式略〕 投票用紙様式の二（第一条の二関係） 〔様式略〕	別記 投票用紙様式の一（第一条関係） 〔同上〕 投票用紙様式の二（第一条関係） 〔同上〕
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。		

（市町村の合併の特例に関する法律施行規則の一部改正）

第二条 市町村の合併の特例に関する法律施行規則（平成十七年総務省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
〔合併特例区規則の公布に係る署名に代わる措置〕 第十三条の二 地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）第一条の規定は、法第三十五条第二項において準用する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第十六条第四項の総務省令で定める署名に代わる措置について準用する。 （合併特例区に係る決算の調製等の様式） 第十四条 令第四十三条第三項に規定する決算の調製の様式及び同条第二項の規定による書類の様式は、地方自治法施行規則第十六条の規定による決算の調製の様式並びに同規則第十六条の二の規定による歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書の様式に準じるものでなければならない。 （合併特例区に係る指定納付受託者に対する納付の委託の要件） 第十四条の二 地方自治法施行規則第十二条の二の十一第一項の規定は、法第四十七条において準用する地方自治法第二百三十一条の二の二第一号に規定する総務省令で定めるものについて準用する。 2 〔略〕	〔新設〕 （合併特例区に係る決算の調製等の様式） 第十四条 令第四十三条第三項に規定する決算の調製の様式及び同条第二項の規定による書類の様式は、地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）第十六条の規定による決算の調製の様式並びに同規則第十六条の二の規定による歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書の様式に準じるものでなければならない。 （合併特例区に係る指定納付受託者に対する納付の委託の要件） 第十四条の二 地方自治法施行規則第十二条の二の十一第一項の規定は、法第四十七条において準用する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の二第一号に規定する総務省令で定めるものについて準用する。 2 〔同上〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和七年法律第 号）の公布の日から施行する。